

# 東通中学校多目的グラウンド等改修事業に係る 公募型プロポーザル

## 業 務 説 明 書

当村が計画している東通中学校多目的グラウンド等改修について、経済的及び効率的に整備を行うために、設計・施工後、事業期間中において本施設の維持管理（一部）を実施する方式（リース方式）による施工事業者を選定するにあたりプロポーザルを実施する。

### 1. 提出書類

1-1 参加表明書（様式1）

1-2 提案書（様式2）

1-3 設計、建設、維持管理等に対する考え方（様式3）

1-4 公共施設等の土木・公園工事で設計、施工、リース契約実績（様式4）

1-5 設計、施工、工事監理等の体制（様式5）

1-6 その他の契約実績

※ その他の契約実績等があれば任意様式で提出すること。

1-7 計画図

※ 図面はA3で10枚程度とする。（折込でA4縦とする）

- ・ 施設配置図
- ・ 施設平面図
- ・ 施設詳細図
- ・ 施設断面図
- ・ 施設特記仕様書

1-8 施工工程計画表（様式6）

1-9 リース料見積書（様式7）

### 2. 提出方法

提出の部数は、10部とし、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着）により、必要書類を添えて提出すること。

※サイズは A4 縦 (左ホチキス綴じ) とする。ただし、図面については A3 も可。  
(折り込みで A4 縦とすること。)

### 3. 整備概要

#### 3-1 関係法令・参照基準等

##### ① 関係法令

本事業を実施するにあたっては、関連する法令・条例等を遵守すること。

##### ② 適用基準等

- ・ 屋外スポーツ施設の建設指針 令和 5 年改訂版
- ・ 屋外スポーツ施設のルール 令和 4 年改訂版
- ・ 屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引き 令和 3 年改訂版
- ・ 日本陸上競技連盟ルールブック 2023 年版
- ・ 都市公園技術標準解説書 令和元年度版
- ・ 屋外体育施設の維持管理マニュアル 平成 26 年増補改訂版
- ・ 舗装施工便覧
- ・ アスファルト舗装工事共通仕様書解説
- ・ 舗装の構造に関する技術基準・同説書
- ・ 青森県土木工事共通仕様書
- ・ その他関係適用基準等

#### 3-2 敷地について

本敷地の詳細については、「資料 1 : 既存平面図」による。

測量業務内容に関しては、下記の通りとする。

- ・ 基準点測量 一式
- ・ 用地測量 約 2.00ha

#### 3-3 周辺インフラ整備状況

インフラ整備に関しては、既存散水栓、既存排水設備が設置してある  
為、不備が生じていないか確認すること。

(必要に応じて、応募各者各自で現地を確認すること)

#### 3-4 土壌汚染、埋蔵文化財等

土壌汚染については、事業者の責任及び負担において確認するものとする。  
本敷地に土壌汚染及び埋蔵文化財等が発見された場合、村が取るべき措置  
や本事業の継続を含めて事業者と協議する。

## 4 設計条件

### 4-1 基本的な考え方

#### ① 配置計画

- ・ 本事業は東通中学校多目的グラウンドを改修するものであり、配置計画においては使用者の利便性及び安全性の確保が前提であり、周辺環境を配慮しながら全体の適切な配置を適切に図ること。走路・助走路や競技施設に関しては、日本陸上競技連盟の公認競技場の取得は行わないが、それに準ずる基準、寸法等を配置する。  
現在の施設配置も再検討し反映すること。

#### ② 意匠計画

- ・ 施設の外観については、競技場に適した形態・色彩・構成とすること。

#### ③ 走路・助走路等の舗装構成計画

- ・ 施設の走路・助走路の舗装材は、ポリウレタン舗装(レジンエース)とする。又、近隣市町村の公認競技場で使用しているポリウレタン舗装材と同じ舗装材とする。
- ・ 東北地方の寒冷地での施工実績が豊富なポリウレタン舗装材とする。
- ・ 利用者が利用しやすく、親しみやすい施設計画とすること。
- ・ 幅広い年齢層が利用する施設であることを踏まえ、施設の安全性に十分配慮された計画とすること。

#### ④ 省メンテナンス性の追求

- ・ 適切に構造体及び被覆等の修繕等を行うことにより、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できるよう配慮すること。

### 4-2 各施設の重点項目と内容

- ・ 次の表の重点項目と内容については、必要条件とし計画に反映すること。

重点項目	内容
走路(トラック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリウレタン舗装材(レジンエース)による仕上げとすること。</li> <li>・日本陸上競技連盟の公認競技場に採用されている舗装材とすること。</li> <li>・ポリウレタン舗装材の保証5年間、ライン消滅保証3年間を確保可能な舗装材を選択し、保証書を提出すること。</li> </ul>
助走路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走路同材のポリウレタン舗装材(レジンエース)による仕上げとすること。</li> <li>・走路(トラック)の内容に準ずること。</li> </ul>
砲丸落下域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存同材のグリーンサンドを補充し、見栄えを確保すること。</li> <li>・競技及び計測を容易に行えること。</li> </ul>
各競技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技及び計測を容易に行えること。</li> <li>・日本陸上競技連盟の公認規則に準じた寸法・規格とすること。</li> </ul>
全天候舗装維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理計画を作成し、承認を得てから業務に取り掛かること。</li> <li>・完了後、維持管理及び点検報告書を作成し、提出すること。</li> </ul>

## 5. リスク分担表

村と事業者のリスク分担は、下記の内容を想定する。詳しくは、村と事業者が協議のうえ、無償譲渡特約付賃貸借契約（以下「契約」という。）において決定する。

（○…リスクを分担      △…一定の割合でリスクを分担）

### 1. 共通（契約締結日からリース満了日）

項目	内 容	負担者	
		東通村	事業者
事業手続	実施要項等の誤り、募集手続きの不備等に起因するリスク	○	
契約不締結	村の帰責事由により、事業者と契約締結できない又は契約締結に時間を要する場合	○	
	事業者の帰責事由により、村と契約締結できない、又は、契約締結に時間を要する場合		○
	村、事業者のいずれの責めでもない事由により、契約締結できない、又は、契約締結に時間を要する場合	△	△
不可抗力	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、落雷等の自然災害及び争乱、暴動、その他の自然的又は人為的な現象に伴う施設等の損害及び維持管理業務の変更、中止	△	△
法令の変更	本事業に係る法令の変更、新設	○	
	一般的に適用される法令の変更、新設		○
税制度の変更	本事業に影響を及ぼす税制変更、新設	○	
	一般的な税制変更		○
	消費税率の変更	○	
許認可	村の事由による許認可の遅延等に関するもの	○	
	上記以外の事由による許認可の遅延等に関するもの		○
住民反対	施設の設置等に対する住民の反対運動等	○	
	事業者の提案に基づく施設の建設及び維持管理に対する地域住民の要望、訴訟に起因する費用の増加等		○

第三者賠償	事業者の帰責事由によるもの		○
事業の延期、中止、 契約解除	期間中途における業務を廃止した場合		○
	事業者の債務不履行によるもの		○
	村の債務不履行によるもの	○	
	村、事業者いずれの責めでもない事由によるもの	△	△
債務不履行	村の支払不履行（支払の遅延、不能）	○	
	事業者の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合		○
資金調達	施設整備に必要な資金調達に係るもの		○

## 2. 設計段階（契約締結日から施設建設着工日の前日）

種 類	内 容	負担者	
		東通村	事業者
測量・調査	村が実施した測量、調査に関するもの	○	
	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
設計品質不適合	村が提示した設計に関する条件の内容に不備があった場合	○	
	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
設計変更	村の事由による設計変更	○	
	事業者の帰責事由による設計変更		○
用地	土壌汚染、埋蔵物等による設計変更又は事業者の費用増加等、予見不可能な地質、地盤の状況による工期や工法の変更	○	

## 3. 着工段階（施設着工日から施設引渡し日）

種 類	内 容	負担者	
		東通村	事業者
建設現場の使用 及び管理	建設現場における労働災害、建設設備の盗難、 損害等		○

着工遅延	村の指示、事由による着工遅延	○	
	事業者の帰責事由による着工遅延		○
完工遅延	村の指示、事由による完工遅延	○	
	事業者の帰責事由による完工遅延		○
建設費増大	村の指示、事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
建設品質不適合	完工検査等の結果、施設が募集要項等に規定される性能を満たさない場合		○

#### 4. 賃貸借期間（施設引渡し日からリース満了日）

種 類	内 容	負担者	
		東通村	事業者
施設の瑕疵	引渡しから2年以内（ただし、ウタノ舗装材の保証5年、ライン消滅3年）に施設の瑕疵が発見された場合		○
	上記の期間外に施設の瑕疵が発見された場合	○	
施設用途の変更	賃貸借期間の施設用途の変更に関するもの	○	
施設の損傷	事業者の帰責事由（施設の瑕疵、維持管理業務に起因する事故、火災等）による損傷		○
	村の帰責事由又は施設の劣化による損傷	○	
	不可抗力による施設損傷（火災保険対象）	○	
	不可抗力による施設損傷（火災保険対象外）	○	
施設の修繕、更新	施設の修繕及び更新に関するもの	○	